

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

1 期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

- |           |      |           |   |           |
|-----------|------|-----------|---|-----------|
| (1) 令和五年度 | 十二月期 | 百分の百六十二・五 | ↓ | 百分の百七十二・五 |
| (2) 令和六年度 | 六月期  | 百分の百七十二・五 | ↓ | 百分の百六十七・五 |
|           | 十二月期 | 百分の百七十二・五 | ↓ | 百分の百六十七・五 |

2 施行期日等

- (1) 令和五年十二月二十五日から施行することとした。ただし、1の(2)は、令和六年四月一日から施行することとした。
- (2) 1の(1)は、令和五年十二月一日から適用することとした。
- (3) その他所要の経過規定を置くこととした。